

虐待家庭 戸惑う支え

大阪市西区で幼い姉弟が母親に置き去りにされ死亡したとされる事件を受け、虐待家庭への市民からの援助の仕方を考えるシンポジウムが19日夜、同市北区の市立総合生涯学習センターで開かれ、市民ら約30人が熱心に討論した。（阿久沢悦子）

通報すべきか迷う 母子見守り息長く

2児遺棄事件受け市民シンポジウム

大阪市立大学の山縣文治教授（児童福祉学）が児童虐待防止法の条文を説明。「虐待通報はすべての国民の義務。児童相談所（児相）だけではなく、市町村にも通報を」と強調。家庭裁判所調査官の経験がある花園大学の橋本和明教授（臨床心理学）は「虐待対応ではスピードと想像力が求められる。今回、ケースワーカーの想像力が十分だったとはいえない」と指摘。「子育てが生活から切り離され、作業や苦行になっている風潮にも問題がある」と指摘した。

中国語によるこの電話



大阪市西区の虐待ケースを通して、改めて援助の仕方について考えるシンポジウム。参加者たち＝大阪市北区

「関西生命線」の伊藤みどり代表は「市民の通報意識は高まっているが、行政はどうか

？ 現場ではマニュアルが通用しないことを行政も市民も再確認したい」と話した。民間の電話相談員をしている女性は「母親からの相談

で、子どもへの虐待が疑われたが、通報は相談者との信頼関係を壊すことになるのではとためらう」と発言。中村善彦弁護士は「非常に難しい。離婚調停の依頼人がネグレクト（育児放棄）の状態の子を連れて来たら、通報するかどうか、弁護士でも迷う」と打ち明けた。子育て支援の会社を経営し

ている女性は「ネグレクトで子どもが児童養護施設に引き取られた母親を支援しているが、子どもが安定したら自分にかかわってくれる人がいないと嘆いている。支援者は意識と知識を持って息長く母子の支援をしなければ」と話し、育児困難な家庭への訪問を民間でも実施しよう、と呼びかけた。